

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付条件一覧

【H27.4.1現在】

福祉用具貸与 対象外種目	要 件 (厚生労働大臣が定める者のイ)		貸与が可能となる基準 (厚生労働大臣が定める者のイに該当 する基本調査の結果)
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれか に該当する者	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1－7(歩行) 「3. できない」
		(二) 日常生活範囲における移動の支援 が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果がないため、主 治医の意見を踏まえつつ、サービス担 当者会議等を通じた適切なケアマネジ メントにより、指定支援事業者が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれか に該当する者	(一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1－4(起き上がり) 「3. できない」
		(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1－3(寝返り) 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者		基本調査1－3(寝返り) 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれに も該当する者	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記 憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3－1(意思の伝達) 「1. できる」以外 又は、 基本調査3－2～3－7のいずれか 「2. できない」 又は、 基本調査3－8～4－15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知 症の症状がある旨が記載されている場 合も含む。
		(二) 移動において全介助を必要としな い者	基本調査2－2(移動) 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれか に該当する者	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1－8(立ち上がり) 「3. できない」
		(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要 とする者	基本調査2－1(移乗) 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		(三) 生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	該当する基本調査結果がないため、主 治医の意見を踏まえつつ、サービス担 当者会議等を通じた適切なケアマネジ メントにより、指定支援事業者が判断
カ 自動排泄処理装 置	次のいずれに も該当する者	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2－6(排便) 「4. 全介助」
		(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2－1(移乗) 「4. 全介助」

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
Ⅰ 状態の変化	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁におき、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
Ⅱ 急性増悪	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト	末期がんで、認定調査時是何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要となる。
Ⅲ 医師禁忌	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具 ・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

出典：平成19年3月14日厚生労働省「地域包括支援センター介護予防事業担当者会議資料」

※上記については、あくまでも例示であり、これ以外の状態像であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もあります。